

発熱された患者様へ

くわたクリニックは、感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づく都道府県知事の指定を受けた**第二種協定指定医療機関**です。発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様には、これまでの受診歴の有無に関わらず、診療をさせて戴きます。発熱された患者様と、感染症以外の患者様とは、それぞれの動線が交わらないように工夫しており、院内感染を防止する体制を取っています。

発熱などの症状で感染症が心配な患者様は、来院前に、必ず電話でご連絡願います。受付後は、車内で待機して戴き、その間に防護服を身に着けた職員が車まで伺い、病原体の検査をさせて戴きます（くわたクリニックの駐車場は、約 30 台分あります）。その後、更なる検査、及び治療薬の処方などをさせて戴きます。

また、感染の恐れがない場合には、院内にお越しいただき、血液検査や CT 撮影など、より詳しい検査をさせて戴きます。その場合でも、くわたクリニックでは、待合室をコンパクト化し、感染抑制のため最大 20 名としております。

ウイルス感染症は、50%感染量（ID₅₀）を超えるウイルスへの暴露により成立しますが、ウイルス感染症においては、ID₅₀は株によって異なります。いずれにしても、ウイルス感染を防ぐためには、ウイルス濃度の低い環境を整備することが本質です。くわたクリニックでは、院内を 24 時間換気しており、清浄な空気が循環する仕組みになっております。また、天井からは、HEPA フィルターでウイルスを取り除いたエアーを常時院内に供給しております。また壁からは、HEPA フィルター付きパーティションを設置しており、院内に存在するウイルスを常時、取り除く仕組みになっております。このように、くわたクリニックでは、可能な限りの感染対策を実施しておりますので、是非、安心してご来院下さい。

院長 桑田一夫